

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成29年7月21日

京都市長 門川大作

## 1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

### (1) 名称

特定非営利活動法人京都自死・自殺相談センター

### (2) 代表者名

清水 新二

### (3) 主たる事務所の所在地

京都市下京区西中筋通花屋町下ル堺町92

### (4) 定款に記載された目的

この法人は、相談・啓発・グリーフサポートに関する事業を行うことにより、この社会を、人々がありのままに互いを認めあい、安らぐことのできるような、生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

## 2 申請年月日

平成29年6月30日

(文化市民局地域自治推進室)